

教育民生常任委員会 記録

1 開会日時 令和7年3月4日（火）午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室

3 事 件

陳情第20号 みよし未来環境条例（案）

議案第26号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

議案第27号 三次市診療所基金条例の一部を改正する条例（案）

議案第28号 三次市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）

議案第29号 三次市陶芸学習舎設置及び管理条例を廃止する条例（案）

所管事務調査 脱炭素に向けての取組状況と今後の方向性について

4 出席委員 新田真一、月橋寿文、重信好範、藤岡一弘、増田誠宏、國重清隆、片岡宏文

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【市 民 部】上谷市民部長、折山環境政策課長、茶木市民課長、藤田課税課長、三竿環境政策係長、
長谷川保険年金係長、山本資産税係長、巳之口環境政策係主査

【福 祉 保 健 部】影山福祉保健部長、大原健康推進課長、塚本健康企画係長

【子育て支援部】松長子育て支援部長、柳保育課長、小林保育係長

【教 育 部】宮脇教育部長、豊田教育部次長、山西社会教育課長、山岡文化学習係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○新田委員長 ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので、委員会は成立しております。本委員会は、委員会条例第17条の規定により傍聴を許可いたします。

本日の日程及び審査の方法につきましては、タブレットの教育民生常任委員会の令和7年3月定例会のフォルダでございます。審査順の通りに行いたいと思います。十分な審査を効率的に行っていきたいと思いますので、円滑な進行に皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは審査に入ります。議案第20号「みよし未来環境条例（案）」について、市民部に係る審査を行います。なお、中継の都合上、説明及び答弁は着座のままお願いいたします。

提案理由の説明を求めます。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 改めまして、委員の皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

環境政策課が所管いたします。議案第20号「みよし未来環境条例（案）」について説明いたします。説明は、提出させていただいています資料に沿って説明をさせていただきます。

最初に、本条例制定の目的について説明をいたします。本条例案は、脱炭素社会の実現に向けた基本理念や、行政、事業者、市民等及び再エネ事業者の責務を明らかにし、基本的施策を定め、総合的かつ計画的な推進を図り、持続可能な脱炭素社会を実現するとともに、良好な環境を未来に引き継ぐことを目的として制定するものであります。

次に、条例制定の経緯について説明をいたします。まず1番目で、脱炭素社会の実現に向け、三次市環境基本計画及び三次市地球温暖化対策実行計画を踏まえ、令和6年1月に、三次市地域再生可能エネルギー導入戦略を策定いたしました。

2つ目として、持続可能な未来の環境づくりの主体となる、若い世代の感性や意思を条例等に反映していくため、令和5年8月に市内の中高生で構成する「みよし未来環境会議」を設置し、その活動成果を決意とメッセージとして市長に提言されました。

3つ目として、令和6年6月に、提言を基調とした「みよし未来環境宣言」を市長が表明いたしました。

4つ目として、三次市環境審議会の意見聴取を経て条例素案について、令和6年12月10日から、パブリックコメントを実施いたしました。

5つ目として、令和6年12月13日、三次市議会全員協議会において、条例制定について報告をさせていただきました。

最後に、パブリックコメントを受け、条例素案について三次市環境審議会に諮問し、答申を受けたところです。

最後に、本条例案の特徴的な規定について説明をいたします。

まず1点目が、条文冒頭に、みよし未来環境宣言の全文を記載しております。

2つ目として、第3条基本理念に、ライフサイクル全体の環境負荷を意識した地球温暖化対策を行うことを規定しております。

3つ目として、第7条再エネ事業者の責務に、太陽光発電設備設置等の事業活動において、自然景観及び生活環境との調和や防災力の維持、地域住民の理解の確保を、再エネ事業者の責務として規定しております。制定後においては、広く市民、事業者等へ、本条例案を脱炭素社会実現への理念としての普及に努め、各社の責務を認識する中で、主体的かつ積極的に競争の取り組みを進めて参ります。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。
はい。

○新田委員長 質疑を願います。

國重委員。

○國重委員 三次未来環境条例、この条例についてなんですが、どのように具体的に進めていくか、ちょっと市の考えを、もう一度、教えていただきたい。

○新田委員長 進めるというのは、これの周知を図っていくという意味ですか。それとも具体的な事業の展開ですか。

○國重委員 周知方法についてお願いします。

○折山環境政策課長。おはようございます。この、みよし未来環境条例の周知、どのように周知をしていくのかということですが、広報紙であるとかホームページ、それからケーブルテレビ、そういったところを利用して周知の方を図っていきたいというふうに思っております。

あと、みよし未来環境会議というものを設置しておりますけれども、みよし未来環境会議の活動を通してですね、こういった条例の周知というのをしっかりとしていきたいというふうに思っております。

○新田委員長 ちょっと今の環境会議の活動を通してというふうに述べられましたが、どのような、今後の環境会議の活動もあるわけですか。

折山環境政策課長。

○折山環境政策課長 みよし未来環境会議、今も活動の方をしております。環境会議の中でも、活動を通して、今現在も、これを環境施策に彼らの彼女たちの思いであるとか、感性というものを引き継ぐというか反映させた活動をしていきたいというふうに思っているところなんですけれども、今現在も、条例の勉強であるとか、そういったところをして、その思いというものをホームページとか、広報みよしを通じて、周知の方をしていきたいというふうに考えております。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 この会議なんですけれども、設置要綱を昨年制定いたしまして、スタート時点ではなかったんですけども、やっぱり継続して、この会議をしっかり熟成していこうということにしていますので、当然来年度においてもですね、また新たなメンバーの募集をかけていきたいというふうに思っております。特に初代のメンバー、先ほど説明させてもらいましたが、彼らの思い、メッセージをこの条例に込めた部分、読み込ませた部分結構あってですね、非常に深く、今の初代も、2代、本年度19名、初代8名、もう彼ら彼女、本当に熱心にですね、この条例案を噛み砕くようにですね、しっかり今勉強しております。彼らが所属する各学校においてもですね、そういった内容について普及啓発をしてくれていますんでね。そういったまた角度の中で、しっかりこの条例を普及していきたいというふうに思っております。

○新田委員長 その他、質疑がございますか。

片岡委員。

○片岡委員 本市におけます温室効果ガスの排出量につきましては、おそらく産業部門がほとんど占めてるんじゃないかというふうに思っております。そんな中で、今回の第5条の事業者の責務について、お伺いをいたします。第5条につきましては、事業者は事業活動において、持続可能な脱炭素、社会づくりに関する取組を主体的かつ積極的に行うとともに、市が実施する施策を協力するよう努めなければならない、

というふうになっております。具体的にはどんなことを、事業者に対してお願い、もしくは事業者はどんなことを務めていけばいいのか、ありましたら教えていただきたいと思います。

○新田委員長 折山環境政策課長。

○折山環境政策課長 第5条の事業者の責務についてなんですけれども、事業活動においての持続可能な脱炭素社会づくりに関する取組というものは多岐にわたりますが、基本的施策に掲げております再エネ、それから省エネの推進、また従業員の皆様等ですね、環境教育等もですね、行っていただきながら、この条例に基づいて、それぞれの責務の方を果たしていただきたいというふうに考えております。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 基本理念の第3条第3項にですね、具体的に記してありますけども、製品サービス等の利用時に限らず、原料生産、製品生産、利用及び廃棄等のライフサイクル全体で、環境負荷を意識した地球温暖化対策を行うことと、この基本理念をしっかりと理念として受けとめていただく。いわゆる入口から最後まで、例えば作る過程から破棄する過程まで、すべての責任を負っていただくということで事業者に対してはですね、そういった責務を担っていただきたいというふうに思っております。

○新田委員長 その他、質疑願います。

増田委員。

○増田委員 先ほどの片岡委員の質問に関連してなんですけど、先ほどご説明いただいたことについて責務については理解したのですが、例えば最上位の条例であります、「三次市まち・ゆめ基本条例」の事業者の役割、協働のまちづくりって言った部分でもなかなか実際には現場の事業者の方で、例えば広報の活動のご協力とかが必ずしも、事務とかお願いしても受けてもらえない場合もあるとかそういった部分で、協働のまちづくりという観点で必ずしもできてない現状もある中でございます。そうした中で先ほどご説明いただいた部分、市民の方には、みよし未来環境会議等でしっかり周知とかは広がっていくんではないかと思うんですが、事業者の方にどうやって周知を図っていくか、協力関係をどうやって構築していくか、その辺りお考え等をお聞かせいただきたいと思います。

○新田委員長 折山環境政策課長。

○折山環境政策課長 この周知の方法なんですけれども、市民の方に対しても、みよし未来環境会議の活動報告なり、活動を通じて啓発ということも継続して今現在もやっているところではあります。

今後はですね、みよし未来環境会議の活動をですね、もっと広げた形でやっていきたいというふうに思っていますので、みよし未来環境会議のサステナアンバサダーたちもですね、もっとその環境等に興味のある方だけではなく、ない方にも、また我々市の職員に対してであるとか、企業の皆様であるとか、学校、小学校、保育所含めてですね、そういったところの人たちと関わり合いながら、活動を進めていくということで、啓発も進んでいくというふうにアンバサダーたちも思っておりますので、そういった形で今後の取組の展開っていうものをしていきたいというふうに考えております。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 今、環境会議もそうなんですけども、行政としてですね、しっかり商工会議所、また三次商工会、今JCさんともですね、いろいろ会議のメンバーがアンバサダーのメンバーがですね、いろんな懇談とかアイデア、こういったものをですね、ちょうだいしながら、今後そういったコンソーシアム的な拡大ができていけばいいんじゃないかなというふうに思います。ただ一長一短にですね、それが形にはなるとは思っておりませんけども、これはもう根気強くですね、しっかり我々行政もそこに入って、先ほどの基本理念等をしっかり認識をしていただくような啓発活動をね、していきたいというふうに思います。

○新田委員長 その他ございますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 それでは2点質問をさせていただきます。まず1点目が、今回の条例に対しての経緯についてなんですけれども、12月に全員協議会でも説明をしていただいて、また今日もですね、この策定の経緯については説明をしていただいていますので、その中身については理解をさせていただいているんですが、1月6日までパブリックコメントを取られていたと思います。今回、パブリックコメントが12件でしたかね、ぐらいくっているということで、今回パブリックコメントの内容が影響が、何かこの条例に対して関連、反映されているのか、ということをもまず1点目にお聞きしたいと思います。

そして2点目なんですけれども、ちょっと具体的にどういうことなのかなということを説明させていただきたいので、第7条の再エネ事業者の責務についてちょっとお聞きしたいんですが、ここにですね、再エネ事業者は事業活動において、自然景観及び生活環境との調和や防災力の維持、地域住民の理解の確保に努めなければならない、とあります。具体的にどういった活動行動を、こういった事業活動においてしてもらいたいというふうに市としては考えているのかを聞かせていただきたいと思います。

○新田委員長 折山環境政策課長。

○折山環境政策課長 パブリックコメントの中で出された意見、それが、今回のこの条例にどのような形で反映されているのかっていう点なんですけれども、パブリックコメントでいただいた意見を反映させた点は2点ございます。

まず1点目が、第7条の再エネ事業者の責務というところで、周辺環境との調和というところで規定をしておりましたけれども、自然、それから景観及び生活環境との調和というふうに規定をすることで、より具体的な表現というふうに反映をさせていただいております。

それから2つ目なんですけれども、条文中にですね、自主的ということと主体的ということで規定をしておりましたけれども、主体的という表現に統一の方をさせていただいております。以上がパブリックコメントの意見を反映させた部分になります。

それからもう1つの再エネ事業者の責務ということで、特にですね、この再エネ事業者の方には事業開始前にですね、周辺の住民等への事前周知を依頼していくということを想定の方しております。

具体的には再生可能エネルギー特別措置法のガイドラインに基づく事前周知措置に準じて、周辺住民への説明など確保を求める、理解を求めていくということを考えております。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 特に再エネ事業者につきましてはですね、入口が一番大事なわけございまして、今までも一般質問でも数多くですね、景観とか、そういった中身についてですね、危険性とか防災面とか質問を受けております。当然これはですね、設置する前に地域住民と合意形成ができているっていうのが、まず第一条件になってくよと思うんですね。ですから、我々としてはその窓口がですね、農業委員会であり、農地の場合ですね、山の場合はまた、農政とかですね、跨ぐわけですけども。

基本的にその申請が必要なものにつきましては、厳格な審査をする。業者に対してはまず、地域住民と合意形成が図られているかどうか。ここがステップになりますんで、ここができてないようであればですね、やはりこちらの方も、まずそこから振り出しに戻って、そこからスタートしてもらおうということまでやっぱり徹底してやっていかないといけないんじゃないかなというふうに思います。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 ぜひ徹底していただきたいと思うんですけども、努めなければならないのであくまでも努力規定であるというところを前提に話を聞かせていただいているんですけども、これまでもそういった、いろいろなトラブルがあったと。例えば濁り水が出たりだとか、また大雨で土砂がですね、道路に落ちたりだとか、民家に入ってきたりだとか、そういったことも聞いてはいるんですけども、これまで事前説明を求めていくということで、これまでもそういうことをされてきたと思うんですけども、わかる範囲でいいんですけども、それを拒否された業者さんというのはいらっしゃるんですかね。もしいらっしゃるのであれば、今後、例えば努力規定のところをいろいろ変えていく必要もあるんじゃないかなと思ってはいるんですけども。そういう合意形成を図らずに無理やり強行された事業者さんがいらっしゃるんですか。何かそういった情報は市に届いていますでしょうか。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 拒否をされた事業者っていうのは聞いてないですね。大半が今の田んぼが多いわけで、これも農地転用になってきますんで。これは農業委員会の方がですね、そういった具体の話を細かい説明をしておりますんで、それは受けとめているはずです。確におっしゃるように、これ努力義務なんで。なぜそうしているかと言えば、上位法に罰則規定がないからそうさせてもらっているということなんですけども、それはもう限りなく近く、強制力を持つところまでいかないにしてもですね、そういった先ほど説明したように景観とか防災とか、後、特に心配されているのが、例えば10年後20年後、その事業者が廃業されたときに、そのパネルがそのまま残ってしまうじゃないかと。誰が撤去するんかという話になるんですね。ですから、入口から一番最後までを、きちっと制約を取るみたいなぐらいで、やっぱりスタートしていくということが大事だと思います。

拒否をする事業者はないと思うんですね。いろんな、さっきおっしゃったように、濁り水が出たとかですね、崩れて落ちたとかですね、吉舎の方ではですね、いろいろありましたけども、それはおそらく想定外のこともあったんだと思うんですが、基本的にそういうことはあってはなりませんので、そこの入口のところ、しっかり点検をしていきたいというふうに思います。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 少しちょっとお伺いするんですけど、今の上位法の方自体に強制力はないというご答弁でしたが、しっかり把握してるわけじゃないわけではないんですが、理念条例といえども、この第7条を設けることによって、上位法の関係で一定の制約というか無秩序っていうか調和を図れてないとか防災上問題がある開発っていうのは、一定の制約をこの第7条を設けることによって上位法との関係で一定の制約は発揮できるっていうふうに考えてよろしいのか。確認の意味で質問いたします。

○新田委員長 三竿環境政策係長。

○三竿環境政策係長 失礼いたします。今のご質問なんですが、国の、先ほど申し上げた再生可能エネルギー特別措置法に基づくガイドラインにおいては、ある一定規模以上の発電能力を有する太陽光発電であるとか、再生可能エネルギーの発電事業を実施する場合において、その発電規模に応じた住民、周辺住民への説明の機会の確保ということを義務づけています。今回のこの条例案においては、第7条において、発電能力の規模に限らず、このガイドラインに沿った、同様な地域住民への確保の場の設置をですね、事業者が求めていくということで、この条例に基づいて市の方で事業者側へその対応を求めるその根拠として、位置付けていけるものというふうに考えています。

○新田委員長 重信委員。

○重信委員 最初の國重委員との関連なんですが、やはりこの周知のことで、この条例案を本気でやろうとするならば、やはり市民の理解と、そして行政、事業者の理解、三方よしの関係で、周知なんですが、ホームページと広報だけで本当にいいんだろうかと私は思うんですが、やはり担当課が、やっぱり事業者を回って、こういうことをするんですよという、やっぱり足で丁寧に説明していくことが大切だろうと思うんですが、もう一度周知についてご見解をお願いします。

○新田委員長 折山環境政策課長。

○折山環境政策課長 この周知啓発についてはですね、環境政策課としても一番大切なことであるというふうに考えております。ホームページ、それから広報、果たしてそれだけで十分に周知徹底できるのかっていうことも、我々としても考えているところです。今、重信委員におっしゃっていただいたようなですね、各企業等ですね、巻き込んだ形での啓発そういったところもですね、今後の周知の方法として検討していきたいというふうに考えております。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 先ほど言いましたように、この事業については、やはりしっかりブラッシュアップして

いきながら進めていく必要があるというふうに考えております。先ほど言いましたように、コンソーシアム的な、いわゆる製造業なり建設業なり、様々な業種があるわけですが、それらが一堂に会してってことにはなりませんけども、そういったコンソーシアム的な広がりの中で、しっかり、そういう場が持てるようにですね、ブラッシュアップしていくと。おっしゃるようにホームページに載せている、これじゃなかなかですね、ご理解いただけないだろうと思うんですね。できるだけ対面で、この条例の基本理念を理解していただく。そういう、年々成熟していくような、やっぱり事業、ブラッシュアップしていく事業にしていきたいというふうに考えております。

○新田委員長 その他ございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 この条例でやっぱり第5条と第7条だと思うんですけど、第5条のところ、何度も皆さん言われてますけど、事業者に対しての条例ができたっていうのはおっきいことだと思いますし、事業者もやりたいと思ってるんですけど、なかなかこう何をしていいかわからないっていうところがあるので、具体的にこういうことをしたら、ていうことをですね、事業者に向けてはやっぱり出していただきたいですし、条例ができましたよっていうことですね、周知していただきたいというのがあります。先ほどの第7条のところで、再エネの事業者ですね、やっぱり今までもトラブルっていうのが続いていますので、農業委員会の方にしっかり条例ができた後ですね、先ほど言われたちょっと地域住民との合意っていうところで、どこまでの地域住民の合意っていうのを想定されてるのかだけちょっとお聞きしたいんですけど、その辺を具体的に農業委員会なりにですね、その判断をしてもらうようにですね、地域住民って言うてもいろいろありますから、どういう周知をしていくように考えられてるのかっていうのをちょっと質問したいんですけど、よろしくお願いします。

○新田委員長 三竿環境政策係長。

○三竿環境政策係長 先ほど私の方からご説明をさせていただいた内容の、もう少し詳しいところで申し上げますと、再生可能エネルギー特別措置法のガイドラインによればですね、発電能力の規模に応じて、箇所から半径が100メートルの範囲にある、地域住民の方であるとか、300メートルの範囲の方、1kmまでの範囲の方というふうに、その発電規模に応じた対象住民の範囲設定がなされています。ですので、この条例の第7条に基づいて、今後は、その発電能力未満、ガイドラインを求める発電能力未満のものについても、半径100メートルの地域住民の皆様への事前周知の場の確保を求めていくということを想定しております。農業委員会等で、農地転用等に伴うガイドラインも農業委員会の方では設けておられますので、それは農業委員会で設けられているガイドラインに沿った取り扱いを事業者の方へ求めていくということになろうと思います。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 例えばその100mのどこだったら周知だけでいいってことですかね。皆さん思われてる

のは例えば自治連とか、その組の組長さんとかが、要は了承しないと設置できないようにはなっていない。もう周知。要は近隣に周知してやりますよ、ということで告知すれば、もうそれでいいってことですかね。再度ちょっとお伺いします。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 告知というのは一方的な話になって参ります。あくまでも合意形成がなされているということが大前提です。例えばお墓を作るときはですね、これは、半径なんぼとか決まっていますけども、これは判をもらうんですね。一人一人の。これで了解しましたよっていう話になるんですけど、そこまでは今求めてませんが、あくまでも合意形成がなされているという、これが立証できるかどうかということだと思います。ただ、ああ言ってたとかですね、周りの人が聞くのは聞いてるよ、じゃあなかなか前に進まない。

○新田委員長 今のガイドラインの基準が 100mとか、規模によって広がるわけですね。今の質問をし変えたら、101mの人は、というわけじゃない中で、自治連とか自治会みたいな組織も考えるかというのが、もう 1 つあったと思うんです。

三竿環境政策係長。

○三竿環境政策係長 実は先ほど申し上げたガイドラインというのがですね、昨年から施行されているガイドラインでして、このガイドラインに基づいて、環境政策課の方に、事業者側から、地域住民の周知の範囲の設定についての相談、地元自治体がすることというふうに位置付けられています。ですので、環境政策課の方に、どういった範囲で地域住民への確保をしていくのかについて相談を受けております。その際、地元の常会の調査により、地元の住民自治組織の方に、その情報を共有させていただいて、その範囲から少し広がるとか、この地区も入れたほうがいいよと言ったような情報を環境政策課の方で確認をさせていただいた上で、事業者側の方へ求めていくといったような運用を実際にしてしております。同様な取り扱いを、今後はこの条例に基づいて行っていきたいというふうに考えております。

○新田委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら以上で議案第 20 号の審査を終わります。説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(市民部環境政策課退室、市民部市民課・課税課入室)

○新田委員長 では次に、議案第 26 号「三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 それでは引き続きまして市民課、課税課が所管いたします、議案第 26 号「三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」についてご説明をいたします。

説明内容、提出資料は、2月21日開催の全員協議会での内容とさせていただきますので、ご了承ください。説明は、提出させていただいてます資料に沿って説明をさせていただきます。

まず資料1ページをご覧ください。ご承知のように、令和6年度の保険税率の算定に当たり、県から示された標準保険税率は、1人当たり保険税調定額で、令和5年度と比較して20.6%増と大幅な引き上げであったため、被保険者には急激な税負担を強いることとなることから、本市としては、準統一保険税率の見送りに賛同し、令和6年度の保険税率は国民健康保険財政調整基金を最大限投入し、調定額で対前年比9.98%の上昇にとどめた税率に設定をしたところです。県の今後の方針は、令和12年度から17年度中に準統一を経ず、完全統一することとしています。令和7年度の保険税率の算定に当たり、本年1月6日に、県から本算定の標準保険税率が示されました。資料2ページの3、県が示す標準保険税率とその対応欄に示しております、点線内記載の1人当たり調定額1万1,982円の増、率として11.34%増が県から示された標準保険税率です。この通知を受けて、市においては、1つ、令和12年度に完全統一することを想定し、それまでに県の標準税率に合わせていく。2つ、今後の保険税率増加を見据え、被保険者の負担の平準化を図る。3つ、1人当たりの保険税収納必要額は前年度を下回らない。4つ、前年度実施した保険税引き下げ財源の影響は排除する。5つ目として、法定外繰入を実施し、令和12年度まで段階的に減少させること。を対応方針とし、検討をして参りました。なお、県標準保険税率は、単年度収支の見込みから割り出されるため、今後の本市の保険税率は毎年度の見直しが必要となります。令和7年度の保険税率は、法定外繰入額4,566万3,000円を投入し、1人当たり調定額では6,051円の増率として5.73%増での税率案とし、県が示す標準保険税率の2分の1に設定しようとするものです。税率改正案は、資料1ページの2、改正内容欄に記載の通り、所得割13.29%、均等割5万7,900円、平等割3万5,800円です。改正案につきましては、3月定例会にてご審議をいただいております。資料3ページをご覧ください。税率改正案でのシミュレーションとなります。資料の見方を説明いたします。シミュレーション①の場合で、一番上段です。

①の場合で軽減なし世帯ですね、の右端の黄色セル欄、53万3,593円が新税率での年税額です。その下3万1,958円が、対前年との比較により増額となる数字です。その下の6.37%が伸び率、その下の5万9,288円が年税額を納期で除した1期分の平均税額となります。9期でございますので、9で除した額が5万9,288円、その左3,551円が1期当たりの対前年との比較により、増額となる数値となります。以下、シミュレーション2から6まで、ご参考としてください。最後に4ページをご覧ください。財政調整基金等の状況です。令和6年度の決算見込みでは、基金残高は69円と想定をしております。したがって、令和5年度繰上充用相当額の1,000万4,000円を、上段赤字のその他一般会計繰入金、いわゆる法定外繰入金で賄い、令和7年度予算案においては、税収補填として4,566万3,000円を法定外繰入金で充当する予算案としております。以上で説明とさせていただきます。

よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○新田委員長 質疑を願います。

藤岡委員。

○藤岡委員 国民健康保険税に関するということで、県が示した標準はあまりにも上がりすぎていると。だから市としても、そのところ市の負担を減らせるために、いろいろご努力をしていただいているかと思えます。今回ですね、2点ほど質問させていただくんですけれども、基金については、令和7年度でほぼゼロになると。そしてその差額については法定外繰入ということで、一般会計から繰り入れるというところで理解をさせていただいていますが、今後、令和12年度まで繰入れをするというふうなところも説明あったんですけれども、そういった状況をですね、市としてはどういうふうに考えているのかということが1点目。

そして2点目なんですけれども、やはりこれはですね、他市も同じような状況だと思うんですけれども、三次市から国であったり県であったりそういったところに対して働きかけはどのようになっているのか。2点お聞きしたいと思います。

○新田委員長 藤田課税課長。

○藤田課税課長 まず法定外繰入をすることについてでございますが、これは決して良いことだというふうには思っておりません。財政運営上、いい状態ではないということですし、また被用者保険ですね、の方のとの公平性にも関わることでありますので、決していいというふうには思っておりません。しかしながら、先ほど説明をさせていただいた通り、現在国民健康保険の被保険者の状況というのがですね、基金がまず枯渇しているということ。また医療費がですね、高騰し続けている状況でございます。また被用者保険の適用拡大ということで、国民健康保険の被保険者数が減少している傾向でございます。また同時に、それは生産年齢人口層が離脱をしていくという状況でございますので、税収の減というのも深刻化している。国民健康保険制度についてはですね、これは制度上の問題ですけれども、全額被保険者が負担することになっておりまして、被用者保険は、事業主が2分の1負担する。これは制度上の違いでございます。そういったことから、保険者としては、この国民健康保険の被保険者に対してですね、急激な負担を強いることがないように、できる限りの努力をするということが重要になってくると考えました。今回、令和12年度に完全統一するということを前提としてですね、国民健康保険の被保険者にも、そのため応分の負担をお願いし、また、一般会計繰入、法定外繰入も段階的に減少させていくと。ということで、被用者保険の被保険者にも、相互扶助の観点から、やむを得ず法定外繰入を実施すること、またせざるをえないということをご理解賜りたいと考えております。

○新田委員長 茶木市民課長。

○茶木市民課長 国や県への要望というところなんですけれども、令和6年の春季、秋季、それから令和7年度、春季につきましてもですね、広島県市長会を通じて、国民健康保険制度の安定的運営を図るための、国庫負担割合の引き上げについて継続して要望しているところです。具体的な内容といたしましては、平

成 30 年度に国民健康保険の制度改革がありました。この制度改革の内容としましては、県がですね、責任主体になったところです。このときに、公費として財政支援を行っているところなんですけれども、国からですね、これを継続して実施していただくこと。それからですね、国庫負担の引き上げ、国保財政基盤の拡充強化を図るとともに、措置を講じていただくということを併せて要望しているところです。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 これまで要望されてきたというところで理解をさせていただいたんですけれども、それに対する返答というのはあったんでしょうか。市としてその確認、把握はできているのか。お聞きします。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 これに限らずですね、市長会にはかなり多くの要望がありますけれども、それに対して、国からこうしますあしますというような回答というのはございません。

○新田委員長 その他、質疑ございますか。

片岡委員。

○片岡委員 今回、令和 12 年度までに徐々に上げていくということで、金額についてはシミュレーションとか、それぞれに合った金額の上昇率とかいうのは出されていますけれども、実際この、国民健康保険の被保険者も年々減っているということでございましたけれども、今回対象になる被保険者がどのぐらい三次市にいらっしゃるのか。わかれば教えていただきたいというふうに思います。

○新田委員長 藤田課税課長。

○藤田課税課長 被保険者数につきましては、8,299 人の被保険者数を見込んでおります。世帯数で言いますと、5,863 世帯、8,299 人です。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 ついこの間まではですね、1 万人を超えている被保険者数だったんですね。それがもう 3 年経過するまでに 8,000 人です。本市としては、6 年見込みで 9,000 人、所帯で 6,000 世帯ぐらいを見込んでおりましたが、もうすでにそれを飛び越えて、先ほど課長説明しましたように、もう 8,000 人の底をついていると。このままいけば、おそらく来年度は 7,000 人なにかしぐらいになってこようかと思うんですね。これ国保の医療費が一番高いんですね。国平均でも。医療費で言えば。なぜかといえば高齢者が多いから。被用者保険はやっぱり若い方、働く世代多いんで、医療費自体が低いんです。国保に比べたら。ただ、医療費が上がる。支える被保険者が減っていく。これはもうね、なかなか支え切れない。こういった実態があるんですね。そういった見込みがですね、県と市町と大きな乖離が生じているってのは事実です。これは本市に限らずですね、現実として、そういう状況になっているということを、国、県にもしっかりと理解をしていただいて、抜本的な医療制度の改革を望んでいきたいなと、求めているなというふうに考えております。

○新田委員長 他にございますか。

増田委員。

○増田委員 厳しい状況を聞かせていただきましたので、世帯の構成等についてちょっとお伺いしようかなと思ったんですが、先ほどどちらかと言ったら高齢者の世帯が増えてきているというふうにご答弁いただいたんですが、ちょっとそれに関連して質問させていただきます。シミュレーション1に近い部分であります、現役で働いて、ある意味給与所得の状態に近い状態で働いていらっしゃる、子どもがいらっしゃる状況もあるんじゃないかと思うんですが、この子どもですよね、18歳未満の世帯数っていうのは、世帯数でも数でもいいんですが、子どもの数でいいんですが、そのあたりどのぐらいいらっしゃるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

2点目として、この保険料、今後統一に向けて進んでいくと思いますが、一般質問等でご答弁あったかもしれませんが、現時点で保険料の平均的な料金体系ってのは、県内で何番目ぐらいなのか。もしわかれれば、そのあたりを教えてください。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 18歳未満につきまして、ちょっと世帯ではですね、ちょっと掌握してないんですけども、対象者が500名いらっしゃいます。ちょっと統計数字で言うそうですね、実際、令和元年から隔年でスタートしたんですね。令和元年のときはですね、約8万9,000円で県内16番目なんです。令和2年度が、これも8万9000円ぐらいで県内18番目なんです。23市のうち。いわゆる低いところ、これ一般質問でも答弁させてもらったと思うんですけども、かなり低いところにおるんですね。県の中でも。令和3年度が9万ちょっと超えて、それでも15番目。令和4年度が、これも9万1,000円近くまで1人当たりが上がるんですけども10番目。ということで、これも一般質問でもお話しさせてもらったんですけども、過去においてですね、法定外繰入で税率改正を見送り据え置いてきた。

それが、こういった現実としてあるわけなんですね。ですから、その時々に応じた、収支に応じた税率改正をしておけばこれだけの上げ幅はないわけです。結果論ですから。これはですね。今言ってもそりゃしょうがないんですけど、そういった低いところにいたがために、県の標準になるとやはり、ぐっと上がってくるということなんです。それを抑制するために、課長説明しましたけども、この5年間の中で調整をして、県の標準に合わせていくということです。これ一気に合わせるとがんと上がっちゃいますんで。それでこれ以上延ばすと、また時が来たときにまたがんと上がっちゃいますんで。

標準化していきながら、県に合わせていくということです。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 10番目程度ですかね。そういうふうになってきて調整の中で、やむを得ず料金改定していった部分ってのはもちろん理解しておりますし、今後もさらなる改定というのが必要になるというのも合わせて理解するものであります。そういった中で、先ほど子どもの人数500名程度というふうにお伺いしたんですが、最初の方でご答弁いただきましたように法定外繰入、基準外繰入等を行うということは当然、

ご答弁いただいた通り、他の被用者保険との被保険者との公平性という部分で、よいことじゃないというのは同意する部分であるんですが、この被用者保険と少し違う部分っていうのは子どもに対し、18歳未満に対しても、今後5万7,900円毎年かかるんですかね。未就学児については減免、2分の1ですかね、があるんでこれ、この半分になるんでしょうが、そういった部分で500名子どもさんいらっしゃる。これも以前から、一般質問でよく出てきた内容ではあるんですけど、子育て環境という部分で、他の被用者保険はもう扶養という概念があるんで、よっぽど稼いでる場合を除いては、とか本人が被保険者になってる場合に除いては被扶養者になりますんで、保険料はいらないっていう部分なんですけど、そのあたりこだけ子どもたちに負担がかかっている部分が現実的にあります。他の市町ではそのあたりについて、一定の支援とかされてる市町もいくばくかありますが、そういった部分の料金、子どもたちの料金の考え、均等割についての考えというのは、独自では考えていらっしゃるのか。また、県統一する中でこういう、そういうことが不可能なのか、ちょっとあわせてお聞かせください。

○新田委員長 藤田課税課長。

○藤田課税課長 子どもに係る国保の均等割の軽減についてでございますけれども、対象者をですね、18歳までに拡大するように法制度を変えていただきたいということで、先ほど市長会への要望のもう1つの柱として、ずっとこれは要望し続けております。

また、18歳の年齢拡大それから、軽減割合、今未就学児までが2分の1になってますので5割になっていきます。それを拡大するように、あわせて求めていること、また市としては後期高齢者支援金分の廃止も求めているところではございます。先ほど説明させていただいたように、県統一化に向けて今、いろんな部分で改定をしております、県内での議論の中で軽減措置について今議論をしているところでございますので、三次独自のものっていうのを統一化に向けてするということは困難であるというふうに思っております。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 今承知しているのは、県内では福山市だけだというふうに思うんです。均等割に対してですね。おそらくこれが完全統一になるとですね、独自の施策っていうのは、当然そこで廃止せざるをえないんだろうというふうに思います。でないと完全に統一して、同一保険料で同一医療サービスを受けるっていうのが大前提で今進めているわけですから、そこにそういった独自の、いわゆる減免制度があるとかですね、免除制度があるというのは、これは足並みがそろわないってことになってくるんで、おそらく継続するのは難しいんだろうと思います。従って、今までも何度も一般質問の中で答弁させてもらっていますけども、今新たに市が単独施策をやったとしてもですね、継続性がないということなんで、我々としては、それは単独施策は行わないっていうのが方針でございます。これは一貫としてもう、一般質問の中でずっと答弁させてもらっています。

○新田委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長　ないようでしたら、以上で議案第 26 号の審査を終わります。市民部の皆さんありがとうございました。

ここでしばらく休憩したいと思います。再開は 11 時 5 分とします。

午前 10 時 59 分　休憩

午前 11 時 5 分　再開

○新田委員長　休憩前に引き続き委員会を開きます。

次に、議案第 27 号「三次市診療所基金条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

影山福祉保健部長。

○影山福祉保健部長　皆さんおはようございます。それでは福祉保健部健康推進課が所管します、議案第 27 号「三次市診療所基金条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明をいたします。

その前に 1 点、資料の訂正をお願いしたいと思います。提出資料の 3 の (1)、診療所基金取り崩し実績、この表のうち、令和 6 年度の基金残高 1 億 1,613 万 9,000 円となっておりますけども、正しくは 1 億 2,323 万 9,000 円となります。お詫びして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明を申し上げます。このたびの改正は、三次市国民健康保険が設置します 5 つの診療所の安定的かつ継続的な運営を図るため、三次市診療所基金条例の第 1 条基金の設置において、基金の充当先に運営並びに、という文言を追加し、三次市診療所基金の使途を施設整備や医療機器の購入だけでなく、運営全般に充当できるよう改正をしようとするものです。今年度においては、診療所基金を 6,315 万 9,000 円取り崩し、基金繰入金とするよう、今議会に補正予算計上をしておりますけども、この要因としましては、新型コロナワクチン特例臨時接種の終了や、診療所患者数の減少による収入減、職員人件費や施設機器の維持管理経費の増などが挙げられます。以上、議案第 27 号「三次市診療所基金条例の一部を改正する条例（案）」についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○新田委員長　質疑を願います。

國重委員。

○國重委員　全体的にですね、この運営とは何ぞやということで運営に対して、どのようにされるかというところをお聞きしたい。

○新田委員長　大原健康推進課長。

○大原健康推進課長　着座にて失礼いたします。今までの診療所会計の運営については、私たちの方が余りにも経営に不慣れなもので、新型コロナウイルス感染症の特例臨時接種における臨時的な収入増があったということについて、気がついておりませんでした。その一方で、人口減少による患者数の減少、そう

いったところも見込んでいなければいけなかったこと。それから、診療所の医師の人件費等の増、診療所の医師や看護師、そういった人件費が、人勧による値上げ、そういったところもあります。そういった情勢に対して、今まで基金の方を使わなくても、診療収入で何とか賄っていたものが、診療収入が減ってしまっているために、これだけでは、運営がしていけないということが判明いたしましたもので、この度、基金条例の改正を行わせていただくことで、運営の方にも充てさせていただき、なおかつ、この運営のままでやっていくということは、もう破綻が見えますので、至急このあり方について検討すべく、コンサルティングなどの専門家を交えて、今までの経営分析とともに、今後どのようにすれば持続的にこの地域医療を守っていけるかというところについて、検討していきたいと考えております。

○新田委員長 その他ありますか。

片岡委員。

○片岡委員 今回、運営の方にも充てるということで、本当6年7年赤字が続いてるというふうに思うんですけども、しっかりこの辺を補填するとなると、基金の方、もう2年3年ですぐ無くなってしまうというふうに思います。その辺のしっかり見通しの方ができているのかと。

もう1点が本来、この基金は施設や備品の方に充てるべきものであるというふうに思ってます。この基金が無くなった後に、その設備や備品、どうやって充てるのか、というのを伺いたいします。

○新田委員長 影山福祉保健部長。

○影山福祉保健部長 医療機器、施設備品ですね、の整備につきましては従来からですけども、過疎債の方を利活用しまして、有利な財源ということでそちらの方を充当させていただいております。基金が、この調子でいけば減るということになるろうかと思いますが、基本的な考え方としましては、診療所の方の運営、これに影響がないように、適切な財政支援をしていくことになるろうかと思えます。

先ほども課長言いましたように、今後におきましては、経営の分析、或いは今後の診療所の自体のあり方も検討していく中で、どういった支援が適切なのかということも明らかにしていきたいというふうに考えております。

○新田委員長 その他ございますか。

増田委員。

○増田委員 概要としては説明いただいたんですが、そうですね、あり方を検討していくというのは、ここを診療所自体も含めたあり方を検討していく、ちょうど学校を今してますんで、学校は統廃合ですよ。そういった部分のように聞こえてくる部分もあるんですけども、診療所のあり方の検討を進めていくっていうことは、それは今、現時点でもうすでにそういう診療所の統廃合とかも含めて考えていらっしゃるのか。ちょっとその辺り聞かせてください

○新田委員長 影山福祉保健部長。

○影山福祉保健部長 現時点で診療所を統廃合であるとか、廃止をするとかいう考えの方は持ち合わせて

おりません。あり方というふうに申し上げましたけども、例えば運営形態をですね、開所日数を、今、週4日開設しているところを、例えばですけども3日にするとか、ああいうようなことも考えられるかと思います。いろんな多方面からの分析を行いまして、今後のことは考えていければというふうには考えております。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 統廃合等は考えてないというふうに認識させてもらいました。もちろん詳細の運営については今後議論していけばいいと思うんですけど、この資料について伺います。この資料を見ると、令和6年度、約6,300万円のマイナス、令和7年度、5,200万円ぐらいのマイナス、これを見ると両方赤字みたいなふうに見えるんですが、これ企業会計ではございませんので、特別会計なんで、単純に赤字っていうわけではないんじゃないかなと思うんですが、設備で購入した部分とかも単年度で入ってますよね。単年度で入って、単純にマイナスが出ちゃったっていう部分じゃないかなと思うんで、これをもって、収支が著しく厳しい6,300万円の赤字だったのかとかって言ったらちょっと違うんじゃないかなと私は思うんですが、ちょっとその辺りこの収支について、どういう計算でこういうふうに出しているかご説明いただければと思います。

○新田委員長 大原健康推進課長。

○大原健康推進課長 診療所会計は企業会計ではございませんので、減価償却とかそういったものを全く加味しておりません。基金繰入前としておりますものは、基金を財源に支出を考えておるものについて全く見込まず、収入の方を計上しております。また、君田診療所は、僻地診療所として、赤字補填を国民健康保険特別会計の方から繰入れをしておりますけれども、そのものも含めていない状況で、単純に診療報酬、それから支出の方を出したもので、診療所ごとのものを出しております。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 そうだろうと思います。単純な部分の収支なんかと思うんですけども、その辺り、今後運営を統廃合をせずに続けていくっていう部分で、適切な財政運営を図っていくということなんですけど、そうした場合、今後当然施設の更新とか順次必要になってきてます。過疎債等で充当していくっていう考え方ももちろんあると思うんですけど、そうは言ってもやっぱり大きな設備投資とか、突発的に発生する可能性もあるんで、基金を残した上で基金を守った上で、ある意味繰入れ、一般会計の繰入れをしていくっていう部分での考えはなかったのか、ちょっとその辺り伺います。

○新田委員長 大原健康推進課長。

○大原健康推進課長 一般会計の繰入れの方は、今は過疎債で施設整備であるとか医療機器の購入、そういったものに対して過疎債充当分を一般会計から繰入れをしていただいております。また、一般会計では、過疎債の償還金の部分を一般会計で負担をしていただいております。また、会計年度任用職員の共済費、そういったものも今現在一般会計の方で負担をしていただいております。それ相応の一般会計との負担をし

ていただいておりますが、診療所特別会計の中でこれが見えるような形で整理をしておりませんので、ちょっとルール外のように見えるんですが、それ相応の一般会計の負担はしていただいていると認識しております。また、今後このあり方を検討する中で、基金を使い果たしてから一般会計からのルール、繰入金のルールづくりをするべきなのか、それとも基金を残した形でルールづくりをするべきなのかというのは、また内部の方で協議をしていきたいと考えます。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 ということは基準内繰入はルール分ですかね、ルール分っていうのはされてるのは当然な部分かなとは思いますが、今後、この条例改正によって運営までは入れていくが、必ずしも基金を取り崩して、一応文言として入れるけど取り崩して、もう取り崩しもしてですけど、この見込みによると、完全に使い果たすまで考えてるかどうかはわからない。場合によってはそれは基金を残しておいて基準外繰入を今後考えていく。診療所はどういう形であれ守っていくっていう形で考えているのか再度お伺いさせていただきます。

○新田委員長 影山福祉保健部長。

○影山福祉保健部長 確かに基金には限りがありますので、今年度また来年度も取り崩しの方をしていかざるをえない状況で、厳しい状況であるということをご理解いただけるものと思います。その上で基金を残していくかどうかということについては先ほど課長も言いましたように、また、検討の中で残しておくべきか、それとも、基金が使い切ったといいますか、なくなった場合には、じゃあどうするのかというようなところもあわせて検討は行っていくと思いますが、いずれにしても診療所の会計につきましては独立採算制という考え方がありますので、その収支見通し、或いは必要な見直しもしながら適切に財政支援をしていくことにはなろうかと思います。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 当然に独立採算を求められている部分は、もちろんあるとは思いますが、設置目的自体ですよね。設置目的はやはり公共の福祉の増進、市立三次中央病院とかも含めて、公共の福祉っていう部分も多いので、単純にプラスマイナスだけで判断していくべきではないと思います。それは、そうした中で、再度ちょっと確認の意味で聞かせてもらいたいですけど、基金を使い果たして設備投資の部分に基金が充当できなかった場合はこれはもう別途、過疎債なり他の有利な財源なりかわかりませんが、そういった部分を当てて基金の代わりの設備等、更新とかの部分はしっかりしていくっていう部分で考えてよいのか再度お伺いさせていただきます。

○新田委員長 大原健康推進課長。

○大原健康推進課長 過疎債が使える間はしっかり過疎債と、それから国民健康保険直営診療所ということで国民健康保険の補助金が見える場合にはそちらの方も運用しながら、なるべく基金の方に頼らなくてもいいような方向で運営していきたいと考えています。

○新田委員長 その他ございますか。

重信委員。

○重信委員 先ほどから聞いてまして、赤字に至った経緯とかその理由を述べられまして、運営全体としては、職員の人件費とか、そして施設整備に充てたということで、その使い道はちょっと理解するところはあるんですが、この診療所それぞれ歴史がありますし、ちょっと診療所の名前言いませんが、3つの診療所については赤字ではあるがまずまずだと。もう1つの方はですね、収支がちょっと到底納得できる数字ではないと思います。そして一般質問でもありました、みよしこども診療所、増田議員が一般質問で質問された診療所ですが、これもまだ新しいとはいえども、赤字のような状況になっております。で、やはりですね、やっぱりこの運営全般をですね、赤字を埋めることに対してですね、市民が到底納得できるかどうかいうところは私は心配してるところでございます。その点について1点伺います。

○新田委員長 大原健康推進課長。

○大原健康推進課長 議員がおっしゃる通り、市民の方の大事な税金を使わせていただくことになりますので、市民の方から見ても、こういう経営の見直しをしているんだなっていうふうなことがわかっていただけるような経営見直しであるとか、それから市民の方にも、こういう状況を広く知っていただきまして、地元の診療所を守っていただくという気運を高めていただきながら、かかりつけの診療所としてぜひ活用していただけるように、今後も周知、そして経営の見直しというものをしていきたいと考えております。

○新田委員長 今、診療所のあり方も検討という言葉は私にとっても気になるんですけど、守っていくかどうかという思いは語られましたが、ちょっとその、この資料見る限り、いろいろそのマイナスがつくのもいろんな要素があるというのもわかったんですけど、見る限り、運営経費の赤字分を補填する、基金から補っていくとしても、もう1年か2年という、金額だけ見ればですよ、状況にある中で、先ほどの、そのあり方検討は再配置をするものではないと。運営であるとか、運営のやり方とか、場合によっては日数縮小みたいなことも言われましたが、まずこのあり方検討委員会というのは、部局内で設けられるのか、或いは1つの諮問機関として検討委員会に持っていくのか、持っていくにしても期間は、そんな悠長にやっておられないという状況もあったと思いますが、まずそのあり方検討の具体的な筋道、スケジュール感をどのように計画なり、今後どう進めるかというのはどういうふうに進めようと考えられているか、コンサルも入れるという言葉もありました。そこはどうなんですか。

大原健康推進課長。

○大原健康推進課長 今年度つくられました、行財政改革の推進計画、その中で診療所会計の健全化というものが挙げられております。その中で診療所のあり方検討委員会を立ち上げて、診療所の健全運営について見直しをかけていくというふうなことを計画に上げておりまして、この計画を立てるときには少し悠長な考えでございました。ですが、今見ていただいてわかるように、令和8年度、同じぐらいの金額で基金を繰入れてしまうと、もう令和9年度には基金が底をつくという状況になっております。ですので、今現

在、コンサルの方に今までの経営の方の分析をしていただいて、令和7年度にこういった視点で経営を見直していったらいいかっていうふうなものを、令和7年度中にコンサルの方に依頼をしまして、できれば令和7年度中にはあり方検討委員会というものを立ち上げて、これは、まだ庁内の中で、規模感については協議はしておりませんが、必要があれば市民の方も含めて、諮問委員会のような形で、あり方検討委員会が立ち上げられればいいのではないかとというふうに事務方としては今考えております。また庁内の方で、どういう形であり方検討をしていくかというところは合意が得られておりませんので、これは確約するものではございませんけれども、そういった考えで事務局の方は動いております。

○新田委員長 来年度の方向性はわかったんですが、言われる通り、もう1年、2年が、基金、単純にそれだけ補填するという状況にあって、その結論と方向性を出す終わりのところはどのように考えとってですか。設けるのはわかりました。いつまでに結論出して取り組むかっていうスケジュールはどのように。

大原健康推進課長。

○大原健康推進課長 一定の結論が出るのは、令和8年度中になろうかと考えております。

○新田委員長 それで間に合うんですね。

大原健康推進課長。

○大原健康推進課長 それで間に合うように、検討していきたいと思います。

○新田委員長 その他何かございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 僕もちょっと繰り返しな感じになってしまうかもしれないんですけど、県内で、この5つもですね、診療所持っているところっていうのはないと思うんです。やっぱりありがたいことだし、かかりつけ医というところですね、市立三次中央病院とも連携していろいろされてるんですね。今までの認識だと甲奴とか作木っていうのは先生がいらっしやって、やっぱり人気ですね、ものすごい患者さん行かれてたイメージがあります。で、いろいろ理由を言われたんですけど、やっぱり根本的にどこがこう、この赤字に至った原因かっていうことをですね、コロナの前があるじゃないですか、コロナの報酬が増えてたのはわかりますけど、その影響よりかはやっぱり賃金が上がったとかっていうところが大きいと思うんですけどやっぱり、先ほどから言われてるみたいにコンサルというかこの部署だけで考えるのも限界だと思うんですね。質問というよりか先ほど、診療日も減らすっていうようなことも言われましたけど、それはそれで減らしてしまうと、地域にとっては、やっぱりその空いてなかったらですね、余計でも行かなくなってしまうということもあるんで、やっぱり総合的に地域のために、そこがあるわけですから、しっかり検討していただきたいし、早いスピードでですね、ちょっと検討しなくちゃいけないんじゃないかなとも思います。単に皆さん言われてるように、基金これ2年でなくなるんですね。そうするともう繰入れっていうことが毎年続いていくっていうことになってしまうので、やっぱ根本的な解決、あり方を考えていただきたいんですけども、もう一度、部長何かありますか。

○新田委員長 鍵山福祉保健部長。

○影山福祉保健部長 開所日数を減らすというのは決まったことでもありませんし、ちょっと誤解があってもいけないので言いますけども、まだ何も決まったことではなく、いろんな方法がある、そういったことも含めて、いろんなことが考えられるのではないかということでもちょっと申し上げた次第でございます。診療所の利用に関しましてはこれまでも市の広報紙でありますとか、そういったところで診療所の経営状況の方を特集の記事を組みまして、住民の方にお示しをしたり、或いは住民自治組織のほうも通じて利用の方を呼びかけをさせていただいてきております。地域の人口自体がですね、どんどん減少していつおる中で、実際に1日当たりの患者数の方も、ずっと、グラフに示すと右肩で少しずつ下がっている。どの診療所においてもそれはいえることだと思います。そういうことで地域の方に、自分のところの診療所についてはそれを守っていくんだという意識を持っていただけるような啓発といいますか、そういったところが重要になってきているのだというふうに考えております。

○新田委員長 ぜひ地域でのその機運を高める取組もあわせてお願いしたいと思います。

その他皆さんございますか。

増田委員。

○増田委員 途中で過疎債について述べられまして、過疎債の期限がある間っていう部分でおっしゃいました。周辺部、周辺の調査については継続されると思いますんで、その中で課題なのはみよしこども診療所ですかね。ここだけはちょっと、確かにどうなるかわからないっていう部分があるんで、気になったところであるんですが、その過疎債の話はいいにして、この収支の状況を見させていただきますと、みよしこども診療所が入った部分もありまして、収支の状況がマイナスが大きくなってる部分もあるのかなと思うんですが、そういった部分で一般質問のご答弁でもいただきました今年度の、昨年度は計画よりよかったようなんですけど、今年度が計画未達になっていることでございました。

当然、人口減少とか子どもの減少とかあるんで減っていくっていう部分は、通常ならあるんだと思うんですけど、今年度、インフルエンザ、コロナが大発生しておりまして、かなり市立三次中央病院の方も小児科の方、もちろん関連部署であられますので、数値把握されてると思うんですけど、市立三次中央病院にしる民間の小児科にしる大変、患者の人数だけで見ると、大幅に伸びている状況でありまして、みよしこども診療所に関して計画未達であり、さらに昨年度と比較して若干減ってるっていう状況は、ちょっと何かいろいろと課題があるのかなと思うんですけど、負担順に増やせばいいっていう問題はもちろんないんですが、施設面とか日数の問題ももちろんあると思う、土曜日の課題もあると思うんですが、施設面での例えば入りにくさとか、位置のわりにくさとか、何かそういった課題がないのか、ちょっとその辺りどのように把握されているのかも、逆に言えばみよしこども診療所がプラスになっていただかんといけんのじゃないかなと思うんですが、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○新田委員長 影山福祉保健部長。

○影山福祉保健部長 今年度のみよしこども診療所の経営状況につきまして一般質問でもお答えしましたように、約1,000万少しですかね、赤字のほうを見込んでおります。その要因としましてはさっき冒頭申し上げましたように、職員の人件費の増額部分が大きい割合を占めております。また開設当時に導入をしました施設機器、こういったものの無料期間といいますか、管理経費の方が新たに発生してきたというのが、要因として大きい部分だと思います。

○新田委員長 大原健康推進課長。

○大原健康推進課長 追加で、コンサルにみよしこども診療所の運営計画を立ててもらってございましたけれども、その際に支出の部分について、先ほど言いました部長の要因、そういったものが加味されていなかったことと、それから収入についても、1件当たりの診療単価が見込んでいた単価に達成していないということで、みよしこども診療所、小児科の診療所の収益としては、先日みよしこども診療所が開設した際に、厚生局の調査を受けましたけれども、小児科の診療報酬というのは他の診療科に比べて低いんだそうです。そういったところもありまして、コンサルが見込んでくれていた診療単価は、実際の診療単価よりも高めに設定してあったというところで、ここでも見直しをかけていかなければいけないという状況がありましたので、なお一層、患者数の増加を見込むような努力をして参りたいと思います。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 患者数の増加の努力ってのはもちろん、努力して増やしていくことがいいかどうかもちろんあるんですが、政策的判断で当然、設置された安心安全のために設置された診療所でございます。

もう単純に赤字だから駄目とか、黒字だからいいとかいう話ではないと思いますんで、みよしこども診療所があることによって周辺の国保診療所の部分に対して基金を取り崩していったら、結果、他の診療所に対して運営に対して影響を与えるということはやっぱり、避けていただきたいって思いますんで、政策判断として今後、基準外繰入金の必要性も含めて検討していただきたいと思います。ごめんなさい。ちょっと意見になってしまいました。

○新田委員長 その他ないようでしたら、以上で議案第27号の審査を終わります。福祉保健部の皆さん、ありがとうございます。ここで説明が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(福祉保健部退室、子育て支援部入室)

○新田委員長 では次に、議案第28号「三次市保育所設置条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 議案第28号「三次市保育所設置条例の一部を改正する条例(案)」についてご説明いたします。今回の改正内容は、条例別表から三次市河内保育所の名称及び位置を削ろうとするものです。河内保育所については、令和5年3月に河内保育所の会等と、休所に係る覚書を締結後、令和5年4月から休所としていましたが、覚書に基づき、令和7年度以降の入所見込み児童数の報告を受け、保育所

の再開は困難であるという結論に至りました。保護者他関係者の同意も得られており、令和7年3月末をもって保育所を廃止することについて、条例の一部を改正しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○新田委員長 質疑を願います。

國重委員。

○國重委員 非常に残念なことなのですが、この跡地なのですが、どっか入るとか、そういうふうな情報っていうのがあるんでしょうか。教えてください。

○新田委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 今現在は、施設の今後の方向性については、まだ検討していないという状況です。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 先ほどご答弁いただいたんですけど、施設の今後の方向性っていうのはご答弁いただいた通りなのですが、施設の当面の管理ですよね、管理ってのはどのようにされていくのか。またその管理はどこが責任持ってされていくのか、お伺いします。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 先ほど申しましたように活用計画等については現在のところありませんけども、市の公共施設の管理計画管理に関する基本方針に沿いながら進めて参りたいと思っております。現在の跡地の管理につきまして、例えば草刈りとか、そういうものについては、当面行っていく所存です。基本的には、現在の行政財産の方から普通財産の方の所管替えというか、移行をさせていただくようになりますので、そちらの担当課とも連携をとりながらやっていくような形です。基本的には保育課が見ていきます。

○新田委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で、議案第28号の審査を終わります。子育て支援部の皆さん、ありがとうございました。ここで説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(子育て支援部退室、教育部入室)

○新田委員長 次に、議案第29号「三次市陶芸学習舎設置及び管理条例を廃止する条例(案)」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 それでは、議案第29号「三次市陶芸学習舎設置及び管理条例を廃止する条例(案)」についてご説明申し上げます。本案は、三良坂陶芸学習舎について、施設の老朽化や屋根材の腐食による雨漏り等により施設の安全性が確保できないため、施設の利活用が困難であることに伴い、関係条例である三次市陶芸学習舎設置及び管理条例を廃止しようとするものでございます。資料の方をご覧ください。三良坂陶芸学習舎は、ハイヅカ湖畔の森のそば、三良坂町仁賀に所在する木造建築でございます。開設は平

成 12 年 4 月で、築年数は 25 年が経過しようとしております。先ほど申し上げましたように、老朽化により、令和 3 年度からは利用を中止している状況でございます。また近年も屋根材の腐食や防水シートのめくれによる雨漏り、また、大雨や台風時には、屋根材が剥離する状況も確認しております。木造建築の耐用年数である 24 年が経過したこともあり、このたび条例を廃止しようとするものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○新田委員長 質疑を願います。

片岡委員。

○片岡委員 これを設置された当初の目的、何のために建てられたのかっていうのを 1 点お伺いしたいのと、途中から使われなくなったということでもありますけども、なぜ使われなくなったのかっていうのをそこも詳しくちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 こちらの施設は、都市農村交流との都市の交流を図りながら、陶芸の技術の習得とあわせて、ゆとり時間の創出、地域活性化に資する施設ということで、平成 12 年から開設をしております。この間、利用されておられる団体ありましたけれども、施設の老朽化とですね、屋根からの雨漏りがありますとか、それから設備の不具合等も確認されていく中で、施設を今後どうしていくかという議論を利用者の方々ともさせていただく中で、具体で言いますと、よっしゃ吉舎に新たに陶芸窯を設置したりということもありましたので、代替のご提案をさせていただいたりはしたんですけども、こちらについては中止をさせていただいている状況が令和 3 年度から現在に至っているという状況になってございます。まず雨漏りして施設が通常に使うことが困難な状況の中で、実際に屋根を全面的に直すということになると、かなり予算もかかるというところも正直ございました。その中で今の利用者さんと、今後どうしていくかという話の中で、この施設を続けていくということにはならなくなったものですから、それぞれに新たに活動はされておられると伺っていますけれども、施設の老朽化とあわせて、総合的に中止をさせていただいたという状況でございます。

○新田委員長 その他ございますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 令和 3 年度から使われていないというところで、その理由が老朽化ですよね。なので使えなくなったと。で、利用者さんとも話がついているということで利用者さんというか団体は中止をされているということで、素朴な疑問として、建設で 25 年、なんかまだ使えるんじゃないかなと思う反面ですね、本当に必要だったら直せば使えるわけですよね。予算はかかりますけれども、この利活用も含めて、部署内で検討はどういうふうにされたんでしょうか。最終的にはもう使えませんというふうな判断をされたんですけど、そこまでの過程で陶芸以外の利活用も含めて、どういうふうに検討されたのかそこだけ 1 点教えてください。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 改めてですね、令和3年当時から今の時点で、改めて屋根を含めて、概算見積ですけども業者へお願いしましたところ、700万円以上の予算がかかると。それも、あくまで概算ですので、様々に設計していくということになるとですね、もっと経費もかかっていくであろうというところが見込まれていく中でですね、今の利用実態を鑑み、廃止を担当部署としてはさせていただいたという状況でございます。

○新田委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第29号の審査を終わります。教育部の皆さん、ありがとうございます。

(教育部退室)

○新田委員長 ここでしばらく休憩したいと思います。再開は13時00分とします。

午前11時53分 休憩

午前13時00分 再開

○新田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

それでは委員会審査報告書に沿って、議案の討論、採決を行います。

これより、議案第20号「みよし未来環境条例(案)」について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号「三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号「三次市診療所基金条例の一部を改正する条例(案)」について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 27 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 28 号「三次市保育所設置条例の一部を改正する条例(案)」について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 28 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 29 号「三次市陶芸学習舎設置及び管理条例を廃止する条例(案)」について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 29 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り、可決すべきものと決しました。以上で採決を終わります。

次に、委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があればお願いします。なお、ご意見は、議案審査に関係するものとしてください。

増田委員。

○増田委員 2つお願いしたいんですけど、まず、議案第 20 号「みよし未来環境条例(案)」について、答弁でもありました、条例の基本理念を達成するために事業のブラッシュアップを図っていくとのことでしたが、条例を施行していく中で、今後、条例自体の検証についても図っていただきたい旨意見を付していただきたいと思います。

続いて、議案第 27 号「三次市診療所基金条例の一部を改正する条例(案)」についてですが、国保診療所の運営にあたっては、収支の状況に留意しつつ、その設置目的である公共福祉の増進に寄与するよう、診療所基金の活用について検討していただきたい旨意見を付していただきたいと思います。

○新田委員長 その他ございますか。

藤岡議員。

○藤岡委員 先ほど増田委員が言われた議案第 20 号に関連することで、この制定にあたってですね、やは

り市、事業者、市民の方々、そして再エネ事業者の、この4者の関わりがとても大きなことですので、よりこの条例の効果を上げるためにですね、市の責務、事業者の責務、市民等の責務、そして再エネ事業者の責務をですね、市としてしっかりと働きかけをしていただきたいことと、できるだけですね、わかりやすい形でこういうことをしていただきたいとかそういう形ですね、しっかりわかりやすい形での、周知をしていただきたいというふうに意見を加えていただければと思います。

○新田委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 それでは、ただいまいただいたご意見も含めまして、お諮りいたします。委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ではそのようにさせていただき、後日、タブレットへ入れさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それではここで説明員が入室しますのでしばらくお待ちください。

(市民部入室)

○新田委員長 それではこれより、所管事務調査を始めます。市民部に係る脱炭素に向けての取組状況と今後の方向性についての調査を行います。初めに、市民部から説明を受け、その後質疑を行います。それでは、市民部の説明を求めます。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 調査事項「脱炭素に向けての取組状況と、今後の方向性」につきまして資料に基づき、ご説明をいたします。

まず、脱炭素社会の実現に向けた取組の背景についてご説明します。2ページをご覧ください。2015年に採択されたパリ協定に基づき、国は2020年10月に、広島県では2021年9月に、それぞれ2050年に向けてカーボンニュートラルの実現を表明しました。それ以降、地球温暖化対策推進法の改正や地域脱炭素ロードマップの公表等、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速をしております。本市におきましても、2050年までに、温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることをめざし、令和6年1月に、三次市地域再生可能エネルギー導入戦略、以下、導入戦略と略させていただきます、を策定し、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでおります。

これまでの脱炭素社会の実現に向けた取組について、ご説明いたします。3ページをご覧ください。

令和4年度では、再エネ・省エネ設備等の導入促進の取組として、太陽光発電設備や省エネ家電の導入補助を実施しました。実績は、補助対象件数464件。補助金交付金額は1,885万円あまりです。また普及啓発として啓発動画、啓発ポスターチラシを作成した他、環境セミナーを開催し、地球温暖化対策の必要性の普及に取り組みました。

次に、令和５年度の取組についてご説明いたします。４ページをご覧ください。国のGX推進法等の成立やGX推進戦略の策定を踏まえ、市では、2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組を本格化させました。１点目として、令和５年５月、三次市カーボンニュートラル推進本部、以下、CN推進本部と略させていただきます、を新たに設置しました。副市長を本部長として、カーボンニュートラル実現に向けた取組を重点的かつ、全庁的に推進する体制を整備しました。このCN推進本部に、３グループのプロジェクトグループを、導入戦略に位置づける施策等に関する検討を行いました。２点目として、令和５年８月に、みよし未来環境会議を設置しました。この会議は、カーボンニュートラル宣言や脱炭素条例の制定に向けて、未来の環境づくりの主体となる若い世代の感性や意思を施策に反映することを目的に設置したもので、応募のあった市内の中高生８名をサステナアンバサダーに任命いたしました。サステナアンバサダーとは、持続可能なサスティナブルと大使、アンバサダーを組み合わせた言葉で、持続可能な三次の未来づくりを担う大使という意味を込めています。サステナアンバサダーは、研修やワークショップ、フィールドワーク等の活動成果を、未来への提言、８人のサステナアンバサダー決意とメッセージとして取りまとめ、市長に提言しました。５ページをご覧ください。３点目として、冒頭背景で説明しました、三次市地域再生可能エネルギー導入戦略を策定いたしました。この導入戦略は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた、脱炭素シナリオや将来ビジョン等を取りまとめ、本市における再生可能エネルギーの最大限導入のための施策に関する基本的な考え方として策定をしたものです。本市では、脱炭素に向けた取組を、地域課題の解決や地域経済の活性化につなげていくことをめざしています。６ページをご覧ください。４点目は、普及啓発の取組です。その１つ目として、新たに設置した、みよし未来環境会議の活動を通じた普及啓発です。

三次市住民自治組織連合会主催のまちづくり交流会など、イベント等での活動発表を始め、活動の様子を新聞など、マスコミを通して広く紹介していただくことで、啓発効果を高めるとともに、活動成果を動画やポスターチラシとして作成しました。２つ目として、サステナみよしの展開です。これは、SDGsの達成に向けて、持続可能な社会構築をめざす活動や取組をサステナみよしと位置付け、幅広い啓発や実践活動に取り組みました。主なものとして、三次市公衆衛生推進協議会と連携した啓発ポスター、標語コンクールや、令和５年９月に開催されたWBSC女子野球ワールドカップ会場の環境美化活動に取り組みました。また、民間企業と連携して３Rを推進するため、HOYA株式会社と連携協定を締結。使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収を始めた他、株式会社ヤクルト山陽及び株式会社メルカリと連携した、メルカリ教室の開催や、メルカリエコボックスの配布を行いました。

７ページをご覧ください。その他、普及啓発の取組として、市役所におけるサステナビズの実践や、イベントにおけるごみ分別の実践啓発、三次フードセンター株式会社の食品ロス削減の取組における手前取りPOPによる啓発の他、地球温暖化防止月間である１２月に、広報みよし１２月号において、暮らしの中の選択が未来を変えらるゝとして、脱炭素に向けた身近な取組に関する特集記事を掲載するなど、出前講座、ケ

ーブルテレビ新聞報道など様々な機会をとらえて普及啓発に取り組みました。

続いて令和6年度取組についてご説明をいたします。8ページをご覧ください。脱炭素推進事業として、CN推進本部を中心として、導入戦略に位置付けた施策である市道や、中央図書館等の照明のLED化を先行して着手しました。また、主要な公共施設におけるLED化の整備手法等の具体検討や、電気自動車EVの普及を見据えた充電設備の市内への面的整備の具体検討を行っております。

9ページをご覧ください。普及啓発事業では、みよし未来環境会議からの提言を受けて、環境月間である6月に、みよし未来環境宣言を市長が表明するとともに、提言や宣言を基調とした、みよし未来環境条例（案）の制定に向けて、令和7年3月定例会に議案を提出させていただき、ご審議いただいているところです。また、令和5年度から開始した新たな取組については、引き続き継続をしております。みよし未来環境会議では、応募のあった市内の中高校生19名を、サステナアンバサダーに任命し、活動を通じた啓発に取り組みました。サステナみよしの取組では、新たにリユース社会実験に取り組むなど、それぞれ充実を図りながら、脱炭素に向けた普及啓発に取り組んでおります。以上が、脱炭素に向けた、令和4年度から令和6年度までの取組状況となります。

続いて、今後の方向性についてご説明をいたします。10ページをご覧ください。令和7年度においては、持続可能な脱炭素社会の実現に向けて、これまでの取組を踏まえ、引き続き、脱炭素推進及び普及啓発に取り組んで参ります。まず、脱炭素推進事業ではCN推進本部を中心として、導入戦略に基づき、2030年ごろまでに成果をめざす施策として位置付けている、主要公共施設のLED化を推進します。整備手法として、リース方式を想定しておりまして、令和7年度から令和9年度までの3箇年で取り組んでいく計画です。また、CN推進本部のプロジェクトグループにおいて、整備やカーボンオフセットなどの施策の具体化を図り、実施に向けた取組を進めて参ります。

次に、普及啓発事業では、みよし未来環境宣言や、みよし未来環境条例（案）に基づいた普及啓発の強化を図ります。令和7年度は、三次市環境基本計画、三次市地球温暖化対策実行計画の策定年となっております。これらの計画策定を通じた普及啓発を推進して参ります。また、普及啓発の柱である、みよし未来環境会議や、サステナみよしの取組についても、これまでの取組の充実を図り、幅広く効果的に継続して展開していきたいと考えております。

最後に、令和8年度以降の取組の方向性について説明をいたします。11ページをご覧ください。これまでの取組を踏まえ、令和8年度以降においても、引き続き持続可能な脱炭素社会の実現に向け、CN推進本部を中心として、導入戦略に位置付けた施策について、2030年を短期、2040年を中期、2050年を長期とし、着実に取組を進めていくことを基本としております。また、令和7年度に策定予定の三次市環境基本計画、三次市地球温暖化対策実行計画との整合を図りながら、事業性や継続性を勘案し、事業内容の検討を進めて参ります。持続可能な脱炭素社会の実現には、導入戦略において、施策の柱としている省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入推進、環境教育啓発活動の推進につきまして、市民、事業者、行

政など、あらゆる主体の皆様による共創の取組が重要であると考えておりまして、今後も、議会の皆様のご理解とご協力をいただきながら、着実に取組を進めて参ります。簡単ですが以上で説明とさせていただきます。

○新田委員長　それでは、今の説明を受けまして、質疑をお願いします。

片岡委員。

○片岡委員　ご説明ありがとうございます。私の方から5ページの再生可能エネルギーの導入目標についてお伺いをさせていただきます。最終目標 2050 年に向けて短期、中期、最終という計画を立てられております。ちょうど短期の目標が 2030 年ということでございます。当時立てられた 2020 年から、ちょうど半分の期間になっております。この間、進捗の方はどのぐらい進んでいるのでしょうか。お伺いをいたします。

○新田委員長　巳之口環境政策係主査。

○巳之口環境政策係主査　失礼します。温室効果ガスの排出量の削減状況についてですが、三次市全体を示す区域と、あと三次市の事業から出す事務事業、2 つありますが、この計画に掲げているものにつきましては、三次市全体のものとなっております。これにつきましては、全国の自治体ごとの排出量を国が示してる自治体カルテというものの数値をもとに、今見ておりますが、2020 年度と 2021 年度の数値しかまだ出ていません。1 年か 2 年、少し遅れてその数値が発表されております。

2020 と 2021 年度の数値を比較しますと、2021 年度は、若干増加をしているという状況にあります。

これにつきましては、2020 年度なりがコロナでですね、経済活動が停滞していたというところもあろうかと思えます。ただ、その前年であったりとか、2018 年とかそういったところで見ますと、数値の方は減少傾向にアろうかと思えます。

○新田委員長　片岡委員。

○片岡委員　ちょっと私聞きたかったのが、再生可能エネルギーの導入、太陽光で賄ってると思うんですが、その取組がどう進んでいるのか、ていうのを聞きたかったんですけども。

○新田委員長　三竿環境政策係長。

○三竿環境政策係長　今、委員の方からご質問いただいた、太陽光発電設備の設置状況といいますか推進状況なんですけども、こちらの方を市の方で、太陽光発電設備として年次ごとにですね、タイムリーに把握をしているものではございません。先ほど巳之口の方が申し上げた、市町村カルテというものを毎年度策定しております。そういったものを結果として全体的な脱炭素の推進状況の方を把握をしているものです。ですので、ちょっと数値的なものとしてお示しはできておりませんが、ただ、当面の 2030 年、令和 12 年度の削減目標であるマイナス 53.4%の目標達成に向けて、順調にという言い方も正しいかどうかわかりませんが、脱炭素に向けた取組は進めさせていただいているという状況でございます。

○新田委員長　片岡委員。

○片岡委員 この計画を見ますと、現状があつて短期中期長期がありますけども、三次市においてはほぼ太陽光で伸ばすしかない。バイオマスがないので、ほとんどないと。あとその他も伸びがないと。いうことで非常に目標自体厳しい。短期には2倍になって中期には3倍になって、最終目標4倍ぐらいの数値の目標になっています。ですから、太陽光以外増やしようがないので、これ途中で達成できない見通しになったときにどう修正をされるのか。計画自体を下げられるのか、他のものを代用して再生可能エネルギーを新たに作るのか。その辺、長期的にどんなビジョンがあるのか、お伺いします。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 先の長い話でございまして、具体的な数字でですね、将来計画を立てているわけではありません。先ほどから説明してるカルテの数字をもってということなんで、太陽光につきましてはですね、実態を把握しようと思えば航空写真を撮って、実際は空から、その設置されている家を数えていけばわかるし、もう1点手法としては、どっかの時点で新築家屋について、これ資産税係の方が調査へ参りますんで、そこに設置があるかどうかということですね。これ届出がないもんですから。これ最近もうほとんどパッケージ化されてますんで。新築家屋についてはもうほとんどついていると思いますし、基本的にはそれがもうオンリーというような今の時代になってますんで、直近のね、新しい家であればわかりますけども、古い家になかったところにつけられたって、なかなかこれ把握できませんから。そういった個別具体的な数字の目標は立ってません。たださっき委員がおっしゃったようにですね、10年20年30年と進めていく中で、めざすところの数値に対してどこまで進捗しているのかっていうのは、やっぱりちょっと検証していきながら、目標設定は決まってるんです、もう。

最後の目標ってのは決まってるんです。ただ、そこに対してどうしてもこの補わなくちゃいけないものが何なのかとかですね。これ1点、バイオマスの話がございましたけども、これは検討の1つとして、今入っております。ただそこまでたくさんのものできるわけじゃないんで、おっしゃる通りだと思います。ただこの中山間地域で言えば、大半が山ですから、風力もなければ水力もないという形になると。どうしてもそういった、やっぱり太陽光にゆだねていくっていうようなことはあるんだろうというふうに思います。大きな業者が、大きな土地に、どんどんいってくればそれはそれでかなりはまってくるとは思いますけども。

○新田委員長 市町村カルテというのが出てきて、そこが、一応一定の調査とか実態を示すっていうことになるんですかね。そこをちょっと説明してもらえませんか。

巳之口環境政策係主査。

○巳之口環境政策係主査 環境省の方が、市町村カルテと言いますか、自治体カルテという名称のものを毎年出してるんですが、昨年度のものというよりも2年か3年前のものを今追いながら、数値を出しているということです。統一的な指標なりをもとに、各市町の、要は脱炭素の排出量の方ですね。

年々示されていると今現時点ではその数値を使ってるという状況にあります。

○新田委員長 それは三次市に報告を求められ、三次市が出すというものじゃないんですか。

○巳之口環境政策係長 ではなくて、もう環境省が独自で調べられてる、三次市の数値を。三次市と調査をしてというよりも、例えば広島県の産業部門から出るCO₂を三次市のたぶん産業の従業員数で案分したりとか、そういった積み上げで出されている数値になります。

○新田委員長 その他、委員の皆さんございますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 では私からは今後の方向性というところで、10 ページのところから2点ほど質問をさせていただきたいと思います。脱炭素推進事業というところで、主要公共施設のLED化推進を令和9年度まで行われるというふうな計画だと思います。令和9年度に蛍光管ですかね、製造がもうなくなるということで、場所によっては何か蛍光管を買い占めに走っているとか、ストックをためているというところも聞いてはいるんですけれども。お聞きしたいのが、この主要公共施設っていうのは、主にどういうところまでを考えられているのかということと、実際にLED化をしようと思ったときにですね、どれぐらいの費用がかかることを想定されているのかというところです。そして2点目なんですけれども、その下段の(2)普及啓発事業ということで、先ほどのみよし未来環境条例の審査でも何点か質問あったんですけれども、やはりそういう普及啓発をしていただきたいと。ただやはり市民の皆さんの責務だとか事業者の責務だとかそういうところもあるので、そういう周知をしていただきたいんですけれども、市民の皆さんにも、じゃあどうすればいいかと。具体的に私たちは何をしたらいいかというところがあると思います。先ほどご説明いただいた中に、2023年の12月の広報みよしの中に、いろいろ取組等も説明していただいて、確かに記憶が残っているのは、ゆっくりアクセルを踏みましょうねとか、そういう具体的にこうしてくださいっていうのがあったと思うんですけれども、ああいうような形でわかりやすい形で何か今後啓発をしていく予定があるのかどうかを聞かせていただければと思います。以上2点お願いします。

○新田委員長 三竿環境政策係長。

○三竿環境政策係長 ありがとうございます。まず1点目の主要公共施設の照明のLED化に係る事業でございますが、今、主要ということはどこで線を引いているのかについてなんです、今現在、建物です、施設、施設の延床面積の規模に応じて、その主要の分類をしようとして今考えているところです。

それでLED化に係る総事業費というお尋ねなんです、実際、年々物価も高騰しているような状況もあってですね、なかなかその実施の段階での事業費というのは掴みにくいという状況なんです、今、大ざっぱな話として、ちょっとイメージとしてお聞きいただきたいんですが、延べ床面積200㎡以上の公共施設で考えた場合なんです、対象の施設が概ね220施設ございます。この220施設、直営で実施した場合ということで試算をしたもので言いますと、約50億円程度、50億円を超えるんですね。試算状況でございます。ただし、今言いましたように、直営で実施をした場合ということでございまして、今、我々の方で検討している事業手法として、リース方式による導入の検討を、令和7年度において実施をしよう

いうふうを考えておりまして、それで申しますと、直営の事業費に対しては、半額程度の事業費が見込まれるであろうという試算の状況でございます。それから２点目でございます。普及啓発の取組で、具体的なエコアクションと呼んでますけども、そういったものをどう広めていくのかというご意見でございますが、昨年の６月に、みよし未来環境宣言を市長が表明をいたしました。その、みよし未来環境宣言を広く普及啓発に活用する方法として、ポスターを作成し、その中央部に環境宣言を印刷したものを作成しております。ポスターの活用方法として、環境宣言を皆さんに知っていただいた上で、自らがどんなエコアクションができるのかというものを、例えば付箋に書いて、その周りに貼っていただくとかというような取組をこの間しておりまして、そういった、自らが自分事として取り組めるエコアクションというものをそれぞれの立場でお考えいただいてそれを自分で表明をしていただく、書いていただくといったようなことで、実践につなげていけるような、そういった取組を今後も引き続き展開して参りたいというふうに考えております。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 LED化についてはよくわかりました。延床面積のところで分類分けをしていくというところで、思ったのはですね、ちょっとまたタラレバの話になっちゃいけないんですけども、その学校のあり方の検討委員会もしている中で、そういった公共施設を取り巻く環境がもしかしたら今後変わるかもしれない。それは学校だけではなく他の施設もそうなんですけれども、そういった中で各部署との連携であったり、そのコンセンサスのところは、どういうふうに考えられているのかなというところがちょっと疑問に思っていました。そこについては、もう答弁いただいたのでどういうふうにお金がかかることということであって、どういうふうに事業手法も考えられているのかなと思いましたけど、今ご説明いただいたので大丈夫です。１つですね、普及啓発の強化のところなんですけれども、ここにいる委員の多くもですね、付箋に書かせていただいて貼らせていただきました。私は芸備線をもっと利用すべきだというふうに書きましたけれども。確かに皆さん、市民の人に一人一人に考えてもらいたいというのはよくわかるんですけども、ただいかんせん、皆さんがそういう場に行かれるわけではないので、やはり市からも考えてもらいたいんですけども、こうした方がいいんじゃないですかというふうな啓発が必要じゃないかなというふうに思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。意見になってしまっちはいるんですけども、その点については、何か計画であったり、考えがありますでしょうか。

○新田委員長 折山環境政策課長。

○折山環境政策課長 普及啓発につきましては、環境政策課としても、とても重要なことであり、また、みよし未来環境宣言についても、今議会の方に上げさせていただいております。条例案についてもですね、周知をしていくということは大事なんですけれども、それをまず市民の方等にですね、まず自分ごととして考えていただいて実際に行動していただくような普及啓発というものを、常に今考えてやっではいるんですけども、みよし未来環境会議のサステナアンバサダーと一緒に活動をしたり、先ほどありました

ように付箋に書いて、いろんなイベント等の会場においてですね、皆さんに、まず自分ごととして考えて、それを行動していただくためにそれを繰り返し繰り返しやっていくということを大切に思っておりますので、そういうことも含めてですね、どういうふうにしたら自分ごととして考えていただき、さらにそれを行動に移していただけるのかということも考えながら、啓発というのは、今後も考えていきたいというふうに思っております。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 なかなかこう鋳型にはめてしまうとですね、やはり受け手の方は、ちょっと窮屈になるというか、なかなか手が出にくくなってくるということで、市としてはですね、本当にどなたでも取組ができるようなメニューをですね、ずっと並べて、これなら私でもできるっていうものの選択肢の中で、それが実践できるのであれば実践していただくということなんだろうと思うんです。これをしてください、あれをしてくださいじゃ、なかなか鋳型にはまったらおそらく窮屈。継続性がないというか、途中でどうしても尻切れトンぼになっていくと思うんですね。ですから、できるだけ多くのメニューの中で、これもカーボンニュートラルに繋がるんですよ、これもカーボンニュートラルに繋がっていくんですよっていうこと。これをしっかり示しながらですね、先ほどからあるように、自分ごととしての取組、カーボンニュートラルに向けて自分もそこに参画しているんだっていう、そういう自負を持っていただけるようなね、取組を推進していくべきだろうというふうに考えております。

○新田委員長 ちょっと今の啓発にかかって、自分ごととしてとらえて、アクションするほうが継続性も実効性も上がるだろうというのはよくわかるんですけど、もとになる学習っていうのはまだまだいるんじゃないかという感覚を私は持つんですが、省エネルギーの消費をできるだけ抑えることが繋がるという筋道はわかるんですけど、常会でね、とんどをしようかというときに、燃やしたらCO₂が出るからやめようかという議論があるわけですよ。これ正しいかどうかって私わからんですよ。或いはCO₂のさっきの自治体カルテですか。生活の中のCO₂、全体の1割ぐらいのもんですよ。産業等が7割から8割を占めて運輸1割、生活1割という感覚を持つんですが、そういう基本的な学習の場というのもまだまだいるんじゃないかというのをもちますが、そこらの啓発っちゅうのは何か考えておられますか。

三竿環境政策係長。

○三竿環境政策係長 今、ご意見をいただいたところは、1つ核心の部分なんだろうというふうに思っています。条例案の中にもありましたけども、市民の皆様、事業者の皆様、行政、それぞれの役割、責務というものを、条例案にもお示しをさせていただいているところですが、先ほど言われた市民生活の中で、それが環境にどれほどの負荷をかけるのか、影響を及ぼすのか、といったようなところというのは我々も含めてですけども、まずは学んでいく。そしてそれを体感していく。それを共有していく。そして実行に移していくというような、そういう取組のサイクルを条例案の方にもお示しをしているんですが、そういった情報をしっかりと市の方からも提供させていく、共有をさせていただくという取組も啓発の中にも含

れて、取り組むべきものであるというふうに考えています。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 私の経験で申しますと、例えば1度、電波に関する講演会というのを3年前にやりました。基本的にあんまり皆さん電波についてはご理解ないというか知らない。正しく知ってもらおうということで、すべての人がこれませんが、そこに参画された方は、それなりにその電波が与える自分の人体への影響とかですね、そういうのもあった。それで昨年ですね、最終処分場の件なんですけども、この施設自体の存在意義というか、それも大学の教授に来ていただいて、講演会をさせていただきました。参加された方はですね、非常によく理解できたし、わかったと。正しく理解されて、その最終処分場についてもそれなりの認識が深まったと、いう話を聞いております。従って、カーボンニュートラルというのはどっちかというワードになってますんで、言葉はわかるけども、そもそもカーボンニュートラルって何なのかっていうところ。ここを掘り下げた形の中でね、できればそういった、そこに特化したような講演会とかですね、そういったものが持てればいいのかなというふうにも思っております。

○新田委員長 その他ございますか。

重信委員。

○重信委員 サステナミよしのことで、1件ほどお伺いいたします。今年度、株式会社ヤクルト山陽さん、そして株式会社メルカリさん等、いろいろと社会実験をされておりますが、三次市内にはですね、建設業もあればサービス業等々、いろんな業種があります。企業側へのやっぱり丁寧なアプローチとかしていかんやいけんと思いますが、今後の、企業団へのアプローチについて、1点ほどお伺いします。

○新田委員長 三竿環境政策係長。

○三竿環境政策係長 午前中ですね、条例案の説明にも関連するのかなと思うんですが、事業者の役割ということに関わってですね、しっかりと経済団体の皆様、事業者の皆様にも、この条例の趣旨とあわせて、実際に取り組んでいただけるような内容について啓発をしていく必要があると考えております。その1例として、これまで取り組んできている、みよし未来環境会議のサステナアンバサダーの中高生たちと今の事業者様であったり、商工会議所、商工会といった経済団体の皆様との意見交換、交流の場も設けながらですね、具体的な取組、意識啓発につなげていくような、そういった活動を行って参りたいというふうに考えています。

○新田委員長 その他ございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 今に関連して、やっぱり事業者の意識というのも大事ですし、今言われた啓発も大事なんですけど、もうすでに行ってるところもかなりあるんですね、事業者。そういったところのやっぱり取組を、こういうことをしてますっていうのを取り上げていただきたいのと、あと企業もイメージ大事なんで、例えば表彰ですよ。他の市でも多分あると思うんですけど、こういう環境に対しての取組をして

る企業さん、事業者さんを何社か表彰してあげるとか、そういったことでやっぱり事業者の方も一生懸命頑張っていくようになると思うんです。他社がどういう取組をしてるかっていうのも気になる場所ですし、そういったのをちょっと考えていただけたらいいかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○新田委員長 折山環境政策課長。

○折山環境政策課長 普及啓発に関してですね、広く皆さんに知っていただいて行動していただくっていうようなところですね、企業ですでに取組の方されている企業もたくさんあります。これをどのように皆さんと共有していくのかっていうところと、あと、先ほどありました教育のところあったと思うんですけども、小さいときからこういう環境について考えて行動していくっていう教育というのがすごく大事ななというふうに思っているんですけども、今後、この脱炭素だけではないんですけども、環境についてを学んで知っていくっていう方法として、三次市独自のゲームっていうものを作成をしていきたいというふうに今考えております。これも、みよし未来環境会議のサステナアンバサダーたちとですね、このゲームを作っていこうということで、今スタートさせたところではあるんですが、この中で、サステナアンバサダーからもですね、三次市内ですでにそういった取組を進めている企業もたくさんある。そういったところをそのゲームの中に取り入れて、紹介をしていくであるとか、あとはその身近な自分たちがすぐにできる、そういったいろんな取組をですね、その中にまぜ込んでいく。そしてまたそのゲームを作る段階からですね、いろんな人を巻き込んでやっていくっていうことも、啓発に繋がっていくということもありますので、そういった形で啓発っていうところと教育っていうところをやってきたいというふうに思っています。サステナアンバサダーからもですね、この条例案について、条例を見てもらったんですけども、やってくださいっていうだけでは、なかなかそのじゃあ何をやっていいのかわからないので、じゃあやってみようかって思ってもらえるような何か糸口というか、そういったものがいいかなというふうな意見もありました。皆さん一緒に取り組んで持続可能な脱炭素社会と、あと自然豊かなまちなので、それらも含めて活力のある街を同時に次世代へ繋いでいくっていうところで、みよし未来環境宣言の方、前文を記載しております。その中にはですね、自分たちにできることを見つけてやろうということで、具体的に省エネであるとか、ごみの分別であるとか、そういった自分たちがすぐ取り組めることがメッセージとして含まれていますので、それとあわせて啓発の方をしっかりとやって、脱炭素の取組をやらなといけないうことではなくって、自然と、もうその行動が脱炭素に繋がる行動に繋がっていったというふうになるのが一番いいのかなというふうに思っていますので、それらも考えながら、今後、活動の方に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 今ご提案のあった、感謝状、表彰ですね。これが本当にモチベーションになっていくのであれば、いいんだろうなというふうに思います。ただ前の日になってですね、今すでにやっているところからってことにはならないと思うんで。午前中も審議のときにお話したようにしっかりブラッシュアップ

づしていく中で、そのタイミングがあれば、またそういったこともしっかり企画していくべきだろうなというふうには考えております。

○新田委員長 その他ございますか。

増田委員。

○増田委員 ご説明いただきまして普及啓発に関しては、子どもたちを中心にしたサステナアンバサダーとか条例制度とか、本当に今までソフト的な部分でしっかりやっていただいたと思うんですが、一方で昨年策定した導入戦略で非常に野心的な部分で、中長期的には割と大きなことも入ってます。

一部ご説明ありましたが、そういった中で脱炭素を進めていく中において中長期の取組というのを、ちょっとずつでも早めていく、そういった考えがないのかという部分で1点目お伺いしたいと思います。

2点目として、それに関連しまして当然そういったことを進めていくには事業費の確保とか、必要になっています。市だけで、どうにでもなるものではないと思いますが、近隣の市町でも美郷町、ごめんなさい、ちょっと違ったかもしれないんですけど、美郷町とか北広島町とかその辺り、重点加速化事業の応募とかされてます。採択されてる部分もありますが、そういった部分に応募していくってことは考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 考えているかいけないかということになると、当然そういった財源があって、採用できる事業があればやるべきだろうなというふうには思っておりますけども、残念ながら今その目の前にですね、そういった事業が見当たらないというのが現実でございます。DXのGXも、やはりお金かかるんですね。これを展開していこうと思えばですね。だからまずはですね、今、本市の取組としては先ほどから課長、係長説明してますように、しっかり足元を固めていく。そしてしっかり持続可能な体制ができ上がっていく。そういう中でないとおっきいものをどんと上に置いてもですね、全部つぶされてしまうというようなことは懸念をいたします。だから、さっきのような事業を展開する気があるかないかといえбаですね、それはタイミング、補助事業、マッチングできる事業があれば、当然その時々において検討はいたします。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 当然大きな事業とかになってくる場合、そう簡単にできないのはもちろん理解しておりますが、やはり地産地消という部分ですよね。野菜とかも地元の野菜を使いましょうという部分もあるんですけど、当然エネルギーについても地元のエネルギーを地元でっていう部分がある意味お金が流出してるっていう状態でもございますんで、その辺りできる部分についてはしっかり取り組んでいただきたいと思います。ちょっと関連して聞かせてもらいますけど、来年、脱炭素の取組自体、順調にっていう部分で着実に進んでいるという部分で答えいただいたんですけど、その数値の進み具合っていうのも人口減という部分も多少影響してくるのではないかなと思うんですけど、そういった部分で今後、地球温暖化実行計画の

改定を来年以降されていくんだと思うんですが、区域施策編の改定については、目標値を上げたりしていく部分というのは考えていらっしゃるのか、お伺いすると併せまして、これ同時にもう1個、事務事業編がありますが、三次市については公表されてません。他市町は公表されていますが、事務事業編は庁内のことではあるんですけど、やっぱり市役所自体も本気度を示すっていう部分で、このあたり、よそは公表しとって三次は公表してないのはあんまり、策定はされてるのはわかるんですけど。公表自体されてないんで、その辺の公表については考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○新田委員長 折山環境政策課長。

○折山環境政策課長 この導入戦略、令和6年1月に策定をしたわけですがけれども、この中には中期目標、それから、短期、中期、長期というふうな目標を掲げております。来年度で言いますと、環境基本計画とそれから地球温暖化対策実行計画、その策定の年度になっていますので、その中身については、また、状況を踏まえて検討もしていく必要があろうかというふうに思っていますし、導入戦略につきましても、中間地点ですね、評価の方を行って、進捗状況等ですね、応じて、見直しが必要であれば、それは検討していく必要があるというふうに思っていますので、見直しをしながらやっていくということを考えています。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 事務事業編の公表なんですけど、なぜ公表していないか経緯はちょっと私もよく理解してないんですが、決して非すべきものではございませんし、本市も、庁内の取組については恥じるものはありませんので、これはしっかりと公表していくようにしていきたいというふうに思います。

○新田委員長 ちょっと1点だけ。学習の必要性を聞かせていただいて、その後の、企業等への広がっていくか、取組の過程においても教育の大切さという部分にも触れられて、学校教育が果たすべき役割も大きいんだろうなと。カーボンニュートラルについて。その時にね、気になるんですよ。気になるのは、このみよし未来環境宣言を作るにあたってのアンバサダー会議の論議の過程等において、原発は議論になったのだろうか。かたやカーボンニュートラルの政府方針は、推進はもちろん工業、経済もあるけど、いわゆるこのカーボンニュートラルにも資するという方向性を持っておられるし、学校教育においてもそこらの副読本の扱いは微妙な中身になってるということについて、それを今ここで答弁いいんですよ。聞きたいのは、高校生なんかもそういったことは知らないわけではないだろうという中で、これはこれで宣言も計画も、これがどうこう言う気は全くないんで、そういったのを含まれて議論があったのかなかったのかちょっとお知らせください。

三竿環境政策係長

○三竿環境政策係長 このみよし未来環境会議、2箇年、今、実施、継続をしておりますけども、彼らの学びの中で、またワークショップなりの中で、原発に関してやりとりをしたとか、意見が出たとかというところはございません。

○新田委員長 その他ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようですので、以上で市民部に係る所管事務調査を終わります。市民部の皆さん、ありがとうございました。

(市民部退室)

○新田委員長 以上で本日の予定はすべて終了いたしました。これにて教育民生常任委員会を閉会とします。委員の皆さんご苦労さまでした。

午後2時2分終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和7年3月4日

教育民生常任委員会

委員長 新田 真一